

第 1096 回教育委員会 会議録

令和 3 年 3 月 26 日

10:00~10:50

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1096 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、涌井委員と小関委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

④議 事

<菅間教育長>

これより議事に入ります。

議第 1 号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び議第 2 号「職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を教育政策課長から一括して説明してください。

<教育政策課長>

改正理由については、組織改編に伴うものでございます。初めに、議第 1 号「山形県教育委員会事務局組織規則」の改正概要について、御説明いたします。議 1-3 の「2 主な改正内容」を御覧ください。一つ目は福利厚生課の「給付担当」と「年金担当」を統合し、新たに「給付・年金担当」を設置したことに伴う規定の改正でございます。二つ目については、令和 5 年度に開催を予定しております冬季国体等の準備を進めるため、スポーツ保健課の「スポーツプロジェクト担当」を改組し、新たに「東北総体・冬季国体担当」を設置したことに伴う、規定の改正でございます。

続いて、議第 2 号でございます。議 2-3 を御覧ください。「職員の駐在制度に関する規則」の改正概要でございますが、スポーツ保健課において、大型地域スポーツクラブの促進に向けて県スポーツ協会と一層連携をして取組む必要があり、生涯スポーツ振興を担当する職員をスポーツ会館に駐在させることとなったため、これに伴う規定の改正でございます。なお、これらの規則の施行期日については、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

<菅間教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

- <菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号及び議第2号は原案のとおり可決いたします。
- <菅間教育長> 次に、議第3号「山形県立公立学校教員採用志願に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長から説明してください。
- <教職員課長> それでは、議第3号を御覧ください。教員採用に関する規則の一部改正になります。端的に概要だけ申し上げますと、議3-1の(2)にあるとおり「教育長が別に定める」という文言を追加するものでございます。提案理由でございますが、山形県公立学校教員採用試験における大学院進学者及び在学者の採用延期を行うためのものでございます。この趣旨としては、教員選考において専門性のある優秀な教員を確保したいというものでございます。
- 議3-2を御覧ください。選考試験の成績の効力は翌年度間とするという規定になっております。したがって、令和2年度の試験で合格した者については、翌年度の間まで合格の効力が担保されていることとなります。この場合、教職大学院等で更に2年間勉強する者については対応できなくなりますので、このような者に対応するために、「教育長が別に定める場合」という文言を追加し、教員選考試験の実施要綱に基づき対応していく旨の規則改正になっております。
- 御審議よろしくお願いいたします。
- <菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
- <山 川 委 員> この改正は、試験に合格した者のうち大学院に進学する者を、合格してから2年後や3年後に採用することを想定しているものでしょうか。
- <教職員課長> おっしゃるとおりでございまして、専修免許を取得することを条件として、採用を延期するという要綱になっております。
- <菅間教育長> そのほかにごございますでしょうか。なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <菅間教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。
- <菅間教育長> 次に、議第4号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規

則の制定について」、教職員課 管理主幹から説明してください。

<管 理 主 幹>

議第4号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明申し上げます。議4-1を御覧ください。まずは提案理由となりますが、令和4年4月に開校予定の庄内総合高等学校の準備に当たるため、県立庄内総合高校に開校準備主査の職を新たに設置することに伴い、規定の整備を図るものでございます。施行日については、公布の日から施行することとしており、令和3年4月1日からの施行予定でございます。

次に、具体的な改正箇所については、新旧対照表により御説明申し上げますので、議4-2を御覧ください。現行の山形県立高等学校管理運営規則第20条第2項中の下から3行目を「学校司書主事、栄養主査」を「学校司書主事、開校準備主査、栄養主査」に改めるものです。第21条の表中に開校準備主査とその職務の規定を追加しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

<菅間教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次の議第5号は人事に関する案件であるため、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

◀ 議第5号は秘密会にて審議 ▶

⑤閉 会

<菅間教育長>

これで、第1096回教育委員会を閉会いたします。